

2 飼い方の義務

1) 指定された犬は「おり」の中で飼うこと。

(県条例第5条)

特定犬の「おり」とは

1. 上下四方が囲まれていること。
2. 十分な強度をもっていること。
3. 人に危害を加えられない構造になっていること。

2) 特定犬の所有者は、飼養場所に特定犬を飼養している旨の標識「特定犬」※右図参照を飼養場所住居の出入り口等の見やすい場所に貼ること。

(県条例第9条)

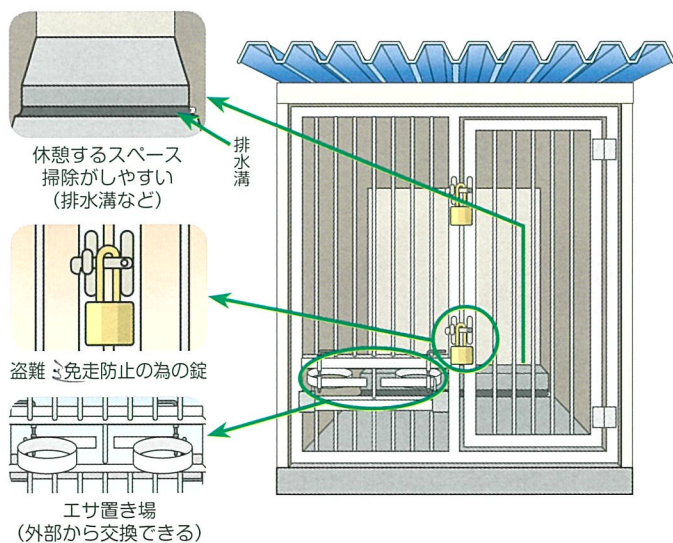
- ▶ 特定犬の登録については、お住まいの市町村へ問い合わせ下さい。
- ▶ 特定犬標識は毎年色が異なります。年度ごとに黄▶赤▶青(以下、繰り返し)

特定犬

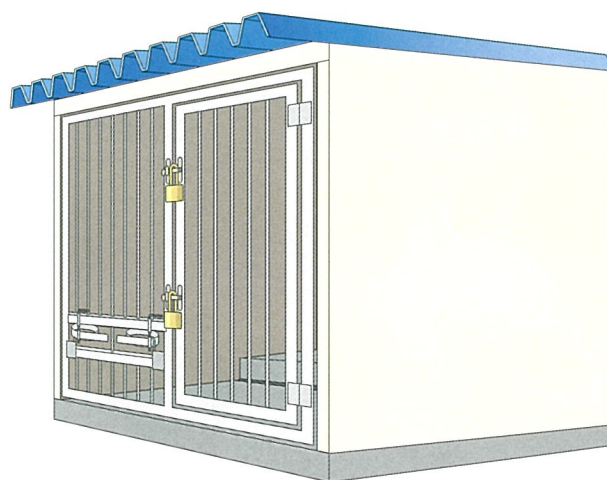
茨城県

理想的な犬舎とは

【正面】



【全体】



- 清掃がしやすいこと。
- 犬が休息できるスペースがある事。(日よけ、雨よけ)
- 盗難・免走防止の為、錠をつける事。(南京錠やダイヤル式等、複数つけると尚良い)
- 底が土のときは接地箇所を20cm ぐらい埋めるか、基礎をうつ。

その他

オリから特定犬を出し入れする際(清掃や散歩時など)は、犬を制御できる人があらかじめ留守し、傍に居て、何かあればすぐ制御できる状態にし逸走することがない様、十分注意すること。

茨城県動物指導センター

笠間市日沢47番地

TEL 0296-72-1200